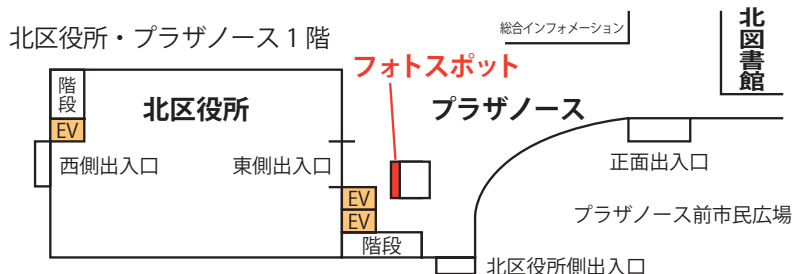




北区役所の菜の花フォトスポットをご利用ください

北区の花 菜の花

北区では、北区の花「菜の花」に一年中親しんでいただけるよう、菜の花を背景に写真撮影ができるフォトスポットを北区役所1階東側エレベーター前に設置しました。併せて、区役所のエレベーターの外扉と内扉も菜の花の写真でラッピングし、ご来庁の皆さんをお出迎えしています。ぜひご利用ください。



問合せ 北区コミュニティ課 ☎669・6021 ☎669・6161



統計調査員 募集

北区では、統計調査員の登録を随時受け付けています。調査の実施時期や回数など、詳しくはお問い合わせください。

職務内容 調査対象である世帯や事業所を訪問したうえでの調査票の配布・回収など

報酬 調査ごとに定められた額

対象 次の要件を満たす方

- ▶20歳以上
 - ▶最後まで調査事務を遂行できる
 - ▶税務、警察及び選挙に直接関係していない
- ※身分上は地方公務員となり、守秘義務が課せられます。調査上知り得た内容や個人情報などを漏らさないことが求められます。

問合せ 北区総務課 ☎669・6014 ☎669・6160

地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりのために自治会に加入しましょう

地震や台風などの自然災害への備えとして、地域で支え合うことの大切さが見直されています。自治会は、安心して暮らせるまちづくりのため、生活に密着した様々な活動を行っており、私たちが生活していくうえで、最も身近で頼りになる組織です。

自治会では、日頃から交通安全、防犯、防災、環境美化などの活動を行っています。そうした各自治会の活動を、区ホームページで紹介しています。

問合せ 北区コミュニティ課
☎669・6021 ☎669・6161



区役所の休日窓口をご利用ください (支所・市民の窓口を除く)

日時 2月26日(日) 8時30分～17時15分

※保育施設や保育サービスの利用に関する相談は9時～15時です。

開設窓口 区民課、支援課、保険年金課

※開設窓口の一部業務を取り扱います。手続きにより、必要な書類があるもの、取り扱いできないもの、当日完了しないものがありますので、事前にお問い合わせください。

当日は、市税の窓口も以下の業務を取り扱います

- 市税の証明書の交付
- 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車の届け出
- 市税の納付

問合せ さいたまコールセンター(8時～21時)
☎835・3156 ☎827・8656

2月の高齢者向けすこやか運動教室

音楽や運動器具などを使いながら簡単な運動を行います。

期 日	会 場
★3日(金)・17日(金)	鍛冶自治会館
★6日(月)・20日(月)	稻荷第2公園 (雨天時:中止)
▲13日(月)・▲20日(月)・27日(月)	本郷第6公園 (雨天時:中止)

★の日は、地域で自主的に行っています。
▲の日は、大砂土地区社会福祉協議会主催のいきいき運動教室です。

時間 10時30分～12時 **費用** 無料

持ち物 動きやすい服装(マスク着用)、タオル、飲み物

申込み 当日、直接、会場へ(参加前に自宅で検温をお願いします)。

問合せ 北区高齢介護課 ☎669・6068 ☎669・6167

市民税・県民税の申告の受付

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)
※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、2月26日(日)は開設します。
受付時間 9時～16時
会場 北区役所2階 B会議室

- ・申告会場は混雑が予想されます。郵送での申告も受け付けていますので、ご利用ください。
- ・他区の会場でも申告できます。
- ・申告方法や申告に必要な書類は、「市報さいたま」全市版11ページ又は市ホームページをご覧ください。

問合せ 市民税・県民税申告コールセンター ☎829・1367
※コールセンター開設日時:2月2日(木)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)9時～17時
北部市税事務所 個人課税課 ☎646・3104 ☎646・3164

※所得税(国税)の確定申告については、「市報さいたま」全市版11ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症 拡大防止にご協力ください

- 発熱などの症状がある方やマスクを着用していない方は、入場をお断りする場合があります。
※入場前に検温をします。
- 会場内での医療費控除の明細書、収支内訳書などの添付資料の作成はできません。事前に資料を作成したうえでお越しください。

不動産無料相談会

日時 2月15日(水) 9時～12時
(受付は11時30分まで)
会場 北区役所2階 くらし応援室(相談室)
内容 宅地建物取引士による不動産取引、宅地建物取引等に関する相談
定員 10人(先着順)
申込み 当日、直接、会場へ。
問合せ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会大宮支部
☎643・5051 ☎641・8784
市民生活安全課
☎829・1214 ☎829・1969

消費者トラブルにご注意ください

現在、悪質商法や不審電話などによる消費者トラブルが多く発生しています。少しでもおかしいと感じたら、すぐに消費者ホットライン(☎188)又は消費生活総合センターにご相談ください。

【相談事例】

「近所で工事をしている者だが、お宅の瓦がずれている」と訪問業者に言われたため、点検をしてもらい屋根工事をした。ところが、相場より高額であるため、クーリング・オフしたい。

問合せ 消費生活総合センター ☎645・3421 ☎643・2247

こんにちは 区長 です

早いもので新年もあっという間に1か月が過ぎてしまいましたね。まだまだ寒い日が続きますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。この時期、空気は乾燥状態。乾燥と言えば「火の用心」ですね。北区内における火災の出火原因は、コンロやたばこの火の不始末、そして電気機器の不具合などによるものが多くなっています。万一の備えとして、住宅用火災警報器の設置による早期認知が非常に有効です。改めて我が家の防火について確認しておきたいですね。また、北区には北消防署と植竹出張所があり、消防・救急体制を整え、昼夜を問わず緊急時に備えています。そして、各地区には消防団の方々が自らの地域を守るべく活躍していただいています。心強いですね。

さらには、北消防署は北区民まつりにもミニ消防フェアを出展しました。これからも様々な機会を捉え北消防署と協力し、地域の皆さんとともに安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。



北消防署とともに、安心安全なまちづくりに取り組みます

北区長 林 祐樹